

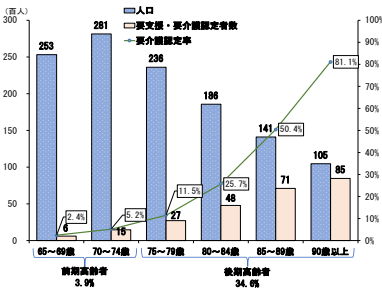
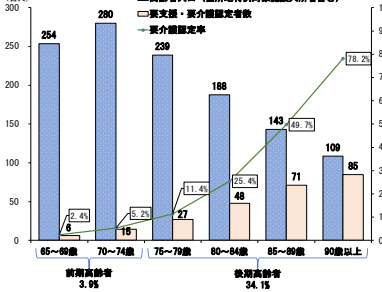


【杉並区保健福祉計画】杉並区高齢者施策推進計画（案）の修正一覧

※網掛けの部分は、区民等意見による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
1	6	第1章2 注釈	※5 共生社会の実現を推進するための認知症基本法：～略～（令和5（2023）年6月16日__公布。公布の日から1年を超えない範囲で施行）	※5 共生社会の実現を推進するための認知症基本法：～略～（令和5（2023）年6月16日に公布。令和6（2024）年1月1日に施行）	施行日が確定したことに伴う修正
2	7	第1章5 ■地域包括支援センター（ケア24）※6の日常生活圏域			誤記による修正
3	12	第2章1(3) ②要支援・要介護認定者数の推移	○ 令和5（2023）年1月末時点での要介護認定者は18,055人、要支援認定者は7,110人で、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合（要介護認定率）は20.8%となっています。後期高齢者の要介護認定率は42.2%で、前期高齢者の要介護認定率3.8%の約11倍です。 ○ ～略～。	○ 令和5（2023）年1月末時点での要介護認定者は18,055人、要支援認定者は7,110人で、第1号被保険者に占める要介護認定者の割合（要介護認定率）は20.8%となっています。後期高齢者の要介護認定率は34.1%で、前期高齢者の要介護認定率3.9%の約8.7倍です。 ○ ～略～。	誤記による修正
4	12	第2章1(3) ②要支援・要介護認定者数の推移 ■年齢階級別要支援・要介護認定率（令和5（2023）年1月）			誤記による修正
5	16	第2章2(1) ①ゆうゆう館の運営 実績欄 注釈	※「②コミュニティふらっとの運営」の※のとおり、令和5（2023）年度中に1所を閉館する予定	※「②コミュニティふらっとの運営」の※の再編整備に伴い、令和5（2023）年11月30日に1所を閉館（削除）	実績に基づく修正
6	16	第2章2(1) ②コミュニティふらっとの運営 実績欄 注釈	※令和5（2023）年度中にゆうゆう方南館を再編整備し、コミュニティふらっと方南を開設する予定	※令和6（2024）年1月5日にゆうゆう方南館を再編整備して、コミュニティふらっと方南を開設（削除）	実績に基づく修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
7	24	第2章2(4)地域包括ケアの推進	【今後の課題】 図 地域包括ケアシステムの姿  出典：厚生労働省ホームページ_____	出典：厚生労働省ホームページ ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/</a> )	より適切な記述に修正
8	25	第2章2(5) ②認知症予防検診※25(もの忘れ予防検診)の実施	令和5年度(2023)実績値 対象者数 <u>(3月末確定)</u>	対象者数 <u>4,887人</u>	実績値の確定に伴う修正
9	25	第2章2(5) ②認知症予防検診※25(もの忘れ予防検診)の実施注釈	※25 認知症予防検診(もの忘れ予防検診)：70歳となる区民を対象に認知症の早期発見・早期対応及び認知症予防の普及啓発を目的とした検診	※25 認知症予防検診(もの忘れ予防検診)：70歳となる区民を対象に認知症の早期発見・早期対応及び認知症に関する正しい知識の普及啓発を目的とした検診	より適切な記述に修正
10	27	第2章2(6) ①特別養護老人ホーム※30の整備	○ 第8期計画の目標値(定員2,400人)は、令和3(2021)年度に達成しており、令和8(2026)年度まで緊急性の高い入所待機者※31は発生しない見込みです。_____	○ 第8期計画の目標値(定員2,400人)は、令和3(2021)年度に達成しており、令和8(2026)年度まで緊急性の高い入所待機者※31は発生しない見込みです。 <u>なお、令和5(2023)年度に、既存施設1所が定員増(6人)となりました。</u>	既存施設1所の定員増(令和6年2月1日から6人増)による修正
11	27	第2章2(6) ①特別養護老人ホーム※30の整備	区分 令和5年度(2023) (9月末現在)	令和5年度(2023) (令和6(2024)年2月1日現在)	基準日を変更したことに伴う修正
12	27	第2章2(6) ①特別養護老人ホーム※30の整備	令和5年度 実績値 <u>0人</u> 累計 <u>2,400人</u>	令和5年度 実績値 <u>6人</u> 累計 <u>2,406人</u>	No.11の修正に伴う修正
13	27	第2章2(6) ②認知症高齢者グループホーム※32の整備	○ 令和3(2021)・4(2022)年度は新規開設に至らず、令和5(2023)年度に1所(18人) <u>開設予定です。</u>	○ 令和3(2021)・4(2022)年度は新規開設に至らず、令和5(2023)年度に1所(18人) <u>が新規開設しました。なお、令和3(2021)年度に既存施設2所の定員変更(差引6人の増)及び令和5(2023)年度に同じく1所の定員増(9人)がありました。</u>	新規開設(令和5(2023)年11月1日・定員18人)及び既存施設1所の定員増(令和6(2024)年2月1日から9人増)による修正

No	頁	項目	計画法	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
14	27	第2章2(6) ②認知症高齢者グループホーム <sup>※32</sup> の整備	区分 令和5年度(2023) (9月末現在)	令和5年度(2023) ( <u>令和6(2024)年2月1日</u> 現在)	基準日の変更 に伴う修正
15	27	第2章2(6) ②認知症高齢者グループホーム <sup>※32</sup> の整備	令和5年度 実績値 <u>0</u> 人 累計 <u>651</u> 人	令和5年度 実績値 <u>27</u> 人 累計 <u>678</u> 人	No.14の修正に 伴う修正
16	27	第2章2(6) ②認知症高齢者グループホーム <sup>※32</sup> の整備	<u>※令和3(2021)年度実績値 の6人は、既存施設の定員変 更による増</u>	( <u>削除</u> )	本文に記載し たことに伴い 削除
17	27	第2章2(6) ③(看護)小規模多 機能型居宅介護事 業所 <sup>※33</sup> の整備	○ 令和3(2021)年度に1所 (29人)の新規開設が <del>ありま した。</del>	○ 令和3(2021)年度に1所 (29人)の新規開設の <del>ほか、 既存施設2所の定員増(9 人)及び同じく1所の廃止 (定員25人)がありました。</del>	誤記による修 正
18	27	第2章2(6) ③(看護)小規模多 機能型居宅介護事 業所 <sup>※33</sup> の整備	区分 令和5年度(2023) (9月末現在)	令和5年度(2023) ( <u>令和6(2024)年2月1日</u> 現在)	基準日の変更 に伴う修正
19	27	第2章2(6) ③(看護)小規模多 機能型居宅介護事 業所 <sup>※33</sup> の整備	令和3年度 実績値 13人 <del>※</del>	実績値 13人( <u>削除</u> )	No.18の修正に 伴う修正
20	27	第2章2(6) ③(看護)小規模多 機能型居宅介護事 業所 <sup>※33</sup> の整備	<u>※令和3(2021)年度実績の 内訳</u> <u>①新規開設による増+29 人、②既存施設定員変更によ る増+4人、③既存施設の廃 止による減-20人</u>	( <u>削除</u> )	記載場所の変 更に伴い削除
21	28	第2章2(6) ④定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護事業所 <sup>※34</sup> の整 備	○ 令和3(2021)年度に1 所、令和4(2022)年度に3 所の合計4所が新規開設しま した。 _____	○ 令和3(2021)年度に1 所、令和4(2022)年度に3 所の合計4所が新規開設しま した。また、 <u>令和5(2023) 年10月に既存の事業所1所が 閉所しました。</u>	既存事業所の 1所閉所(令 和5(2023)年 10月31日)に 伴う修正
22	28	第2章2(6) ④定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護事業所 <sup>※34</sup> の整 備	区分 令和5年度(2023) (9月末現在)	令和5年度(2023) ( <u>令和6年2月1日</u> 現在)	基準日の変更 に伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
23	28	第2章2(6) ④定期巡回・随時 対応型訪問介護看 護事業所 <sup>※34</sup> の整 備	令和5年度  累計 <u>11</u> 所	累計 <u>10</u> 所	No.22の修正に 伴う修正
24	29	第2章2(6)介護 サービス基盤の整 備	【今後の課題】  ○～略～ ○ こうした実態のほか、国が 示す「介護保険事業に係る保 険給付の円滑な実施を確保す るための基本的な指針 (以下「基本指針」とい う。)」(令和5(2023)年 告示予定)等を踏まえ、要介 護高齢者のニーズや希望に応 じて、必要な時に必要なサ ービスを受けることができるよ う、引き続き、介護サービス 基盤の計画的な整備・充実を 図る必要があります。	○～略～ ○ ○ こうした実態のほか、 国が示す「介護保険事業に係 る保険給付の円滑な実施を確 保するための基本的な指針 (令和6(2024)年1月19日 厚生労働省告示第18号。以下 「基本指針」という。)」 (削除)等を踏まえ、要介護 高齢者のニーズや希望に応じ て、必要な時に必要なサ ービスを受けることができるよ う、引き続き、介護サービス 基盤の計画的な整備・充実を 図る必要があります。	より適切な記 述に修正
25	29	第2章2(6)介護 サービス基盤の整 備	■基本指針のポイント <u>※以下は現時点で示された案で、 仮のものです。</u>	■基本指針のポイント <u>(削 除)</u>	より適切な記 述に修正
26	32	【計画体系と指 標】 取組方針2 事業名	(1)健康診断の実施	(1)健康診査の実施	誤記による修 正
27	38	第3章 取組方針1(3) ③新たな公共交通 サービスによる移 動の選択肢の拡充	～略～。公共交通を利用して 外出したいにも関わらず移動 に困っている区民への対応と して、～略～。	～略～。公共交通を利用して 外出したいにもかかわらず移 動に困っている区民への対応 として、～略～。	誤記による修 正
28	40	取組方針2 【目指す姿】	○高齢者一人ひとりが、定期 的・継続的な健康診断の受診 等により、自らの健康管理に 努めています。 ○～略～。 ○～略～。	○高齢者一人ひとりが、定期 的・継続的な健康診査の受診 等により、自らの健康管理に 努めています。 ○～略～。 ○～略～。	誤記による修 正
29	40	第3章 取組方針2 事業名	(1)健康診断の実施	(1)健康診査の実施	誤記による修 正
30	40	第3章 取組方針2(1) ①成人等健康診査 の実施 所管課	健康推進課 —	健康推進課 杉並福祉事務所	所管課の追加
31	41	第3章 取組方針2(1) ④成人歯科健康診 査の実施	歯科疾患の発症及び重症化予 防とかかりつけ歯科医の定着 を促すため、 <u>25・30・ 35・40・45・50・60・70</u> 歳 の区民を対象に、歯科健康診 査及び歯科保健指導を実施し ます。	歯科疾患の発症及び重症化予 防とかかりつけ歯科医の定着 を促すため、 <u>20・25・30・ 35・40・45・50・60・70</u> 歳 の区民を対象に、歯科健康診 査及び歯科保健指導を実施し ます。	取組内容の精 査による修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
32	44	第3章 取組方針3 【目指す姿】	○～略～。 ○～略～。 ○首都直下地震等の災害発生に備えて、高齢者を含む災害時要配慮者 <sup>※52</sup> に対する支援体制の充実が図られています。	○～略～。 ○～略～。 ○首都直下地震等の災害発生に備えて、高齢者を含む災害時要配慮者 <sup>※51</sup> に対する支援体制の充実が図られています。	誤記による修正
33	44	第3章 取組方針3(1) ②高齢者安心コールの実施	高齢者宅に定期的な電話訪問を行い、安否確認を行うとともに、日常生活における健康不安などの相談に__応じます。～略～。	高齢者宅に定期的な電話訪問を行い、安否確認を行うとともに、日常生活における健康不安などの相談に <u>保健師、看護師、介護福祉士等</u> が応じます。～略～。	より適切な記述に修正
34	45	第3章 取組方針3(1) ④ICTを活用した見守りの実施 ア. 高齢者緊急通報システムの実施	65歳以上の高齢者のみの世帯の自宅に通報機__を設置し、急病時に貸与したペンダント型の救急ボタンを押した場合や、通報機__による自動通報で～略～。	65歳以上の高齢者のみの世帯の自宅に通報機器を設置し、急病時に貸与したペンダント型の救急ボタンを押した場合や、通報機器による自動通報で～略～。	より適切な記述に修正
35	46	第3章 取組方針3(3) ⑧意思決定支援や 身上保護を重視した 支援体制の構築	成年後見制度を本人らしい生活を送れるための制度として利用できるよう、本人の意向や状態を踏まえた適切な支援を行うことのできる後見人候補者の選任を行います。～略～。	成年後見制度を本人らしい生活を送れるための制度として利用できるよう、本人の意向や状態を踏まえた適切な支援を行うことのできる後見人候補者の <u>推薦</u> を行います。～略～。	より適切な記述に修正
36	49	第3章 取組方針3(5) ⑬介護者サービスの 実施	イ. 緊急ショートステイ（医療型）_____	イ. 緊急ショートステイ（医療型） <u>の実施</u>	より適切な記述に修正
37	52	第3章 取組方針4(1) ②ケア24の運営体制の 充実	～略～。さらに、ケア24が適切に業務を行う__めの人員の確保と、～略～。	～略～。さらに、ケア24が適切に業務を行う <u>ための</u> 人員の確保と、～略～。	誤記による修正
38	54	第3章 取組方針4(1) ⑤生活支援体制整備事業の 実施	■生活支援体制整備事業のイメージ図 構成メンバーの表記 NPO_____ あんしん協力員	NPO法人 地域福祉関係者	より適切な記述に訂正
39	56	第3章 取組方針4(2) ⑨認知症バリアフリーの 推進 ア. 認知症サポーターの 養成	認知症サポーター養成講座は区民や教育機関、町会等、幅広く、あらゆる機会を活用して開催するとともに、実施状況を把握し、認知症サポーター等がチーム員となるチームオレンジの活動につなげていきます。	認知症サポーター養成講座は区民、 <u>教育機関や企業等</u> の幅広い対象に、あらゆる機会を活用して開催するとともに、実施状況を把握し、認知症サポーター等がチーム員となるチームオレンジの活動につなげていきます。	より適切な記述に修正
40	56	第3章 取組方針4(2) ⑨認知症バリアフリーの 推進 イ. チームオレンジの 育成	※主な構成メンバー例：認知症の本人、家族、地域住民、民生委員____、見守り協力員、介護事業所職員、ケア24の職員等	※主な構成メンバー例：認知症の本人、家族、地域住民、民生委員・ <u>児童委員、あんしん</u> 協力員、介護事業所職員、ケア24の職員等	より適切な記述に修正

No	頁	項目	計画法	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
41	57	第3章 取組方針4(2) ⑪認知症の普及啓発と予防・共生の推進	～略～。 ア. 認知症ケアパスの普及 ～略～。 イ. 認知症予防・共生講座 ～略～。	～略～。 ア. 認知症ケアパスの普及 ～略～。 イ. 認知症予防・共生講座の開催 ～略～。 ウ. 認知症予防検診(もの忘れ予防検診)の実施 認知症の早期発見・早期対応及び認知症に関する正しい知識の普及啓発を目的に、「もの忘れ予防検診」を実施します。	より適切な記述に修正及び取組の追加
42	61	第3章 取組方針5(4) ⑱介護ロボットの導入支援	介護ロボットの例 ____厚生労働省ホームページより	出典:厚生労働省ホームページ(削除) ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html</a> )	より適切な記述に修正
43	64	第4章2(1) ■第1号被保険者数及び認定者数の計画値と実績値の比較区分	令和3年__ 令和4年__ 令和5年__	令和3年度 令和4年度 令和5年度	より適切な記述に修正
44	65	第4章2(2) ■介護給付費等の計画値と実績値の総括表注釈	注2 人数は各年度10月分の実績値、給付費は年額。令和5(2023)年度の利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載	注2 (削除) 給付費は年額。令和5(2023)年度及び第8期の実績値は見込み	誤記による修正及びより適切な記述に修正
45	66	第4章2(2)① ■介護予防サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額)	令和5年度(2023) 利用者数の実績値 計画比 介護予防訪問入浴介護(空欄) — 介護予防訪問看護 431 75.1% 介護予防訪問リハビリテーション 56 155.6% 居宅療養管理指導 651 77.4% 介護予防通所リハビリテーション 188 68.1% 介護予防短期入所生活介護 8 61.5% 介護予防短期入所療養介護 7 175.0% 介護予防福祉用具貸与 1,887 91.7% 介護予防福祉用具購入費 28 70.0% 介護予防住宅改修 38 69.1% 介護予防特定施設入居者生活介護 354 81.9% 介護予防支援 2,307 86.8%	介護予防訪問入浴介護(空欄) — 介護予防訪問看護 429 74.7% 介護予防訪問リハビリテーション 52 144.4% 介護予防居宅療養管理指導 632 75.1% 介護予防通所リハビリテーション 204 73.9% 介護予防短期入所生活介護 6 46.2% 介護予防短期入所療養介護 4 100.0% 介護予防福祉用具貸与 1,899 92.3% 介護予防福祉用具購入費 35 87.5% 介護予防住宅改修 48 87.3% 介護予防特定施設入居者生活介護 361 83.6% 介護予防支援 2,288 86.0%	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
46	66	第4章2(2)① ■介護予防サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額) 注釈	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の <u>利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載</u>	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の <u>給付費は見込み値</u>	より適切な記述に修正
47	67	第4章2(2) ②居宅サービス	○～略～。 ○第8期計画期間では、 <u>訪問介護と訪問リハビリテーションサービスで、計画値を上回る実績値となっています。</u>	○～略～。 ○第8期計画期間では、 <u>訪問リハビリテーションサービスが、計画値を上回る実績値となっています。</u>	実績値の確定に伴う修正
48	67	第4章2(2)② ■居宅サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額)	令和5年度(2023) 利用者数の実績値及び計画比 訪問介護 <u>4,354</u> <u>103.5%</u> 訪問入浴介護 <u>347</u> <u>98.3%</u> 訪問看護 <u>3,620</u> <u>95.0%</u> 訪問リハビリテーション <u>299</u> <u>103.8%</u> 居宅療養管理指導 <u>7,491</u> <u>105.2%</u> 通所介護 <u>2,919</u> <u>86.1%</u> 通所リハビリテーション <u>642</u> <u>80.0%</u> 短期入所生活介護 <u>811</u> <u>94.2%</u> 短期入所療養介護 <u>127</u> <u>81.9%</u> 福祉用具貸与 <u>7,002</u> <u>104.1%</u> 福祉用具購入費 <u>116</u> <u>92.1%</u> 住宅改修 <u>66</u> <u>70.2%</u> 特定施設入居者生活介護 <u>2,576</u> <u>95.1%</u> 居宅介護支援 <u>10,048</u> <u>93.4%</u>	訪問介護 <u>4,186</u> <u>99.5%</u> 訪問入浴介護 <u>331</u> <u>93.8%</u> 訪問看護 <u>3,709</u> <u>97.3%</u> 訪問リハビリテーション <u>292</u> <u>101.4%</u> 居宅療養管理指導 <u>6,921</u> <u>97.2%</u> 通所介護 <u>2,907</u> <u>85.7%</u> 通所リハビリテーション <u>631</u> <u>78.6%</u> 短期入所生活介護 <u>759</u> <u>88.2%</u> 短期入所療養介護 <u>125</u> <u>80.6%</u> 福祉用具貸与 <u>6,930</u> <u>103.0%</u> 福祉用具購入費 <u>122</u> <u>96.8%</u> 住宅改修 <u>66</u> <u>70.2%</u> 特定施設入居者生活介護 <u>2,560</u> <u>94.5%</u> 居宅介護支援 <u>9,818</u> <u>91.2%</u>	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正
49	67	第4章2(2)② ■居宅サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額)居宅サービス注釈	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の <u>利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載</u>	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の <u>給付費は見込み値</u>	より適切な記述に修正
50	68	第4章2(2)③ ■施設サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額)	令和5年度(2023) 利用者数の実績値及び計画比 介護老人福祉施設 <u>2,222</u> <u>93.9%</u> 介護老人保健施設 <u>513</u> <u>88.0%</u> 介護療養型医療施設 <u>7</u> <u>35.0%</u> 介護医療院 <u>48</u> <u>35.8%</u>	介護老人福祉施設 <u>2,239</u> <u>94.3%</u> 介護老人保健施設 <u>495</u> <u>84.9%</u> 介護療養型医療施設 <u>8</u> <u>40.0%</u> 介護医療院 <u>51</u> <u>38.1%</u>	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
51	68	第4章2(2)③ ■施設サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額) 注釈	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の給付費は見込み値	より適切な記述に修正
52	68	第4章2(2)③ ■介護サービスの基盤整備状況	認知症高齢者グループホーム 令和3年度 定員 0 累計 651 令和4年度 定員 0 累計 651 令和5年度 定員 1 累計 669  (看護)小規模多機能型居宅介護 令和3年度 定員 29 累計 315 令和4年度 定員 29 累計 344 令和5年度 定員 0 累計 344	認知症高齢者グループホーム 令和3年度 定員 6 累計 651 令和4年度 定員 0 累計 651 令和5年度 定員 27 累計 678  (看護)小規模多機能型居宅介護 令和3年度 定員 13 累計 344 令和4年度 定員 0 累計 344 令和5年度 定員 0 累計 344	誤記による修正及び令和5年度区内認知症高齢者グループホームの一所開設(令和5年11月1日18人)及び定員増(令和6年2月1日から9人増)に伴う修正
53	68	第4章2(2)③ ■介護サービスの基盤整備状況 注釈	注2 特別養護老人ホームには_____地域密着型を含む	注2 特別養護老人ホームには区外協力施設及び地域密着型を含む 注3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、令和5(2023)年10月に1所閉所	より適切な記述に修正
54	69	第4章2(2)④ ■地域密着型サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額)	令和5年度(2023)利用者数の実績値及び計画比  定期巡回・随時対応型訪問介護看護 185 88.5% 夜間対応型訪問介護 115 67.3% 地域密着型通所介護 2,747 99.9% 認知症対応型通所介護 345 72.5% 小規模多機能型居宅介護 202 94.8% 看護小規模多機能型居宅介護 64 81.0% 認知症対応型共同生活介護 634 82.9% 地域密着型特定施設入所者生活介護 0 — 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 29 100.0%	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 166 79.4% 夜間対応型訪問介護 120 70.2% 地域密着型通所介護 2,733 99.4% 認知症対応型通所介護 334 70.2% 小規模多機能型居宅介護 194 91.1% 看護小規模多機能型居宅介護 61 77.2% 認知症対応型共同生活介護 620 81.0% 地域密着型特定施設入所者生活介護 0 — 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護 29 100.0%	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正
55	69	第4章2(2)④ ■地域密着型サービスの計画値と実績値の比較(月の利用者数及び給付費年額) 注釈	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載	注1 ～略～、給付費は年額。令和5(2023)年度の給付費は見込み値	より適切な記述に修正



No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
56	70	第4章2 ■区内の施設サービス・地域密着型サービスの整備状況	令和5(2023)年10月1日現在 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 井草地域 1(75) 累計 22(2,118) 短期入所生活介護(ショートステイ) 高円寺地域 6(83) 累計 26(342) 定期巡回・随時対応型訪問介護 方南・和泉地域 1 累計 11 認知症高齢者共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 井草地域 6(117) 高円寺地域 3(45) 累計 36(651)	令和6(2024)年2月1日現在 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 井草地域 1(81) 累計 22(2,124) 短期入所生活介護(ショートステイ) 高円寺地域 5(63) 累計 25(322) 定期巡回・随時対応型訪問介護 方南・和泉地域 (削除) 累計 10 認知症高齢者共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) 井草地域 7(135) 高円寺地域 3(54) 累計 37(678)	基準日の変更に伴う修正
57	72	第4章2(3)① ア)介護予防・日常支援サービス事業	(単位:人)	(削除)	誤記による修正
58	72	第4章2(3)① ア)介護予防・日常支援サービス事業	令和5年度(2023)実績値及び計画比 介護予防訪問事業 1,096 66.5% 自立支援訪問事業 53 75.7% 介護予防通所事業 2,022 85.4% 自立支援通所事業 51 70.8%	介護予防訪問事業 1,067 64.7% 自立支援訪問事業 52 74.3% 介護予防通所事業 2,052 86.7% 自立支援通所事業 41 56.9%	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正
59	72	第4章2(3)① ア)介護予防・日常支援サービス事業 注釈	注 ~略~、各年度10月分の利用実績。令和5(2023)年度の利用実績は、現時点で確定していないため、8月分を掲載	注 ~略~、各年度10月分の利用実績(削除)	実績値の確定に伴い削除
60	72	第4章2(3)① イ)介護予防ケアマネジメント事業	○~略~。短期集中予防サービスの利用にあたり、~略~。	○~略~。短期集中予防サービスの利用に当たり、~略~。	誤記による修正
61	72	第4章2(3)① イ)介護予防ケアマネジメント事業	(単位:人)	(削除)	誤記による修正
62	72	第4章2(3)① イ)介護予防ケアマネジメント事業	令和5年度(2023)実績値及び計画比 介護予防ケアマネジメント 1,683 79.4%	介護予防ケアマネジメント 1,713 80.8%	令和5年10月分の実績値確定に伴う修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
63	73	第4章2(3)① ウ) 一般介護予防事業 【公開型介護予防普及啓発事業】 表	令和5年度(2023)実績値及び計画比  口腔・栄養講座 18 100.0%	口腔・栄養講座 15 83.3%	誤記による修正
64	75	第4章2(3)② ア) 地域包括支援センター(ケア24)の運営	計画比  小数点以下非表示	小数点第一位まで表示	表記の統一に伴う修正
65	75	第4章2(3)② ウ) 生活支援体制整備事業	区分 <第2層>協議体開催  単位 所	<第2層>協議体設置  単位 組織	適切な記述に修正
66	79	第4章3 ■第1号被保険者数、認定者数の推計値	令和6年__ 令和7年__ 令和8年__	令和6年度 令和7年度 令和8年度	適切な記述に修正
67	79	第4章3 ■要介護認定者の推移(第1号被保険者)	—	グラフの追加	わかりやすくなるようグラフを追加
68	80	第4章4 (1)介護給付費等の計画値	今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
69	81	第4章4(1)① ■介護予防サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	表	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
70	81	第4章4(1)① ■介護予防サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	注 今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	(削除)	給付費の推計が確定したことに伴い削除
71	82	第4章4(1)② ■居宅サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	表	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
72	82	第4章4(1)② ■居宅サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	注 今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	(削除)	給付費の推計が確定したことにより削除
73	83	第4章4(1)③ ■施設サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	表	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
74	83	第4章4(1)③ ■施設サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	注 今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
75	83	第4章4(1)③ ■介護サービスの基盤整備計画	認知症高齢者グループホーム 令和6年度 定員54 累計723 令和7年度 定員27 累計750 令和8年度 定員27 累計777  (看護)小規模多機能型居宅介護 令和6年度 定員0 累計344 令和7年度 定員25 累計369 令和8年度 定員25 累計394	認知症高齢者グループホーム 令和6年度 定員54 累計732 令和7年度 定員27 累計759 令和8年度 定員27 累計786  (看護)小規模多機能型居宅介護 令和6年度 定員0 累計344 令和7年度 定員29 累計373 令和8年度 定員25 累計398	認知症高齢者グループホーム1所の定員増(令和6年2月1日から9人増)に伴う修正 (看護)小規模多機能型居宅介護の令和5年度の公募選定による令和7年度開設予定事業所定員数が決定(令和5年12月7日)に伴う修正
76	83	第4章4(1)③ ■介護サービスの基盤整備状況 注釈	注2 特別養護老人ホームには_____地域密着型を含む	注2 特別養護老人ホームには <u>区外協力施設及び</u> 地域密着型を含む	より適切な記述に修正
77	83	第4章4(1)④ ■地域密着型サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	表	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
78	84	第4章4(1)④ ■地域密着型サービスの計画値(月の利用者数及び給付費年額)	注 今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	(削除)	給付費の推計が確定したことにより削除
79	85	第4章4(1)⑤ ■地域支援事業の計画値	今後、国から示される介護報酬改定等を踏まえて記載内容を検討・調整します。	令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の各給付費を追記	給付費の推計が確定したことに伴う追加
80	86	第4章4(2)① ア)介護予防・日常支援サービス事業表	(単位:人)	(削除)	誤記による修正
81	86	第4章2(3)① イ)介護予防ケアマネジメント事業	介護予防ケアマネジメント数 令和6年度 1,815 令和7年度 1,905 令和8年度 2,001	介護予防ケアマネジメント数 令和6年度 1,821 令和7年度 1,920 令和8年度 2,011	事業量の見直しによる修正
82	87	第4章2(3)① ウ)一般介護予防事業 【公開型介護予防普及啓発事業】 表	口腔・栄養講座 令和6年度 18回 210人 令和7年度 18回 210人 令和8年度 18回 210人	口腔・栄養講座 令和6年度 15回 300人 令和7年度 15回 300人 令和8年度 15回 300人	事業量の見直しによる修正

No	頁	項目	計画案	修正内容 (修正は下線部)	修正理由
83	88	第4章2(3)① イ) 介護予防ケア マネジメント事業 【地域リハビリ テーション活動支 援事業】	事業名 介護予防ケアマネジメント支 援会議_____	介護予防ケアマネジメント支 援会議への <u>専門職参加</u>	より適切な記 述に修正
84	89	第4章4(3)② ウ) 生活支援体制 整備事業	区分 <第2層>協議体開催  単位 所	<第2層>協議体設置  単位 組織	より適切な記 述に修正
85	89	第4章4(3)② ウ) 生活支援体制 整備事業	区分 普及啓発(講演会開催)	普及啓発(ささえあいシンポ ジウム開催)	事業名称の変 更に伴う修正
86	91	第4章 5 第9期計画に おける介護保険料	以下は今後、国から示される 介護報酬改定等を踏まえて記 載内容を検討・調整します。	原稿の追加	保険料等の検 討結果による 追加
87	96	第5章	○～略～。 ○～略～「杉並区介護保険運 営協議会」等の意見を聴取し て実施し、____PDCAサイ クル <sup>※81</sup> による計画の推進を図 るとともに、その結果を今後 の取組や計画の改定、見直し 等に反映していきます。	○～略～。 ○～略～「杉並区介護保険運 営協議会」等の意見を聴取し て実施します。その結果等を 考慮して事業の新設・拡充や 廃止、執行方法の改善・見直 しを行うとともに、今後の計 画の改定・見直しに反映する など、PDCAサイクル <sup>※81</sup> による計画の推進を図ってい きます。	区民等の意見 提出手続きに よる意見を踏 まえ、記述を 追加 【意見番号3】